

# 都市と森林

## —中世末期トスカーナの環境—

徳橋 曜

(2002年10月21日受理)

Città e Boschi. Ambiente di Toscana nel Tardo Medioevo

Yo TOKUHASHI

E-mail: tokuhasi@edu.toyama-u.ac.jp

### Abstract

Oggi abbiamo tanti discorsi storici sull'ambiente nel Medioevo. Nella Toscana tardo-medievale troviamo alcune tracce del controllo dei usi di boschi, attraverso ricercare gli statuti dei comuni. In questo saggio si discutono 1) come la gente medievale pensavano della "natura", e 2) come i comuni toscani provavano a governare l'ambiente naturale, in base agli statuti dei comuni di Montepulciano, Arezzo e Firenze nel Trecento.

**キーワード:** 都市 環境 森林 中世イタリア トスカーナ地方

**Key words:** città, ambiente, boschi, Toscana medievale, statuti

### はじめに

「環境」は今やありふれた、しかし同時に重要なキーワードの一つである。歴史研究にあっても、環境問題が興味深いテーマとして扱われるようになってきている。しかし、過去2世紀間の歴史学において、人間と環境との関係が積極的に研究されることは少なかった。歴史の主役は常に人間であり、技術発展をもって人間が居住圏を拡大し、生産力を向上させたことは肯定的に捉えられてきた。ヨーロッパ中世史の文脈でも、11世紀後半から始まる「大開墾の時代」は、新たな農具の出現・農業技術の改良によって人々が原野や森林を耕地に変え、農業生産力の飛躍的向上をもたらした躍進の時代とされてきた。その農業生産力の向上が余剰生産

物を生み出し、商業や工業の発展を促して、各地に都市を成立あるいは復興させた。中世後期のヨーロッパ経済・社会の発展は、居住地や耕地の拡大と同じ軌道上で捉えられたのである。

近年になって、そうした人類の技術的進歩や社会の発展は、「環境破壊」という側面からも再認識されるようになった。古代以来、生活環境を改善するために行われた自然環境への働きかけは、しばしば環境を激変させ、むしろ生活条件を悪化させさせた<sup>1</sup>。中世における森林の耕地化もそうした負の側面を持っていたことが知られるようになってきている。また燃料や資材としての森林資源の過剰な利用も、森林を激減させた<sup>2</sup>。

本稿ではこうした観点から、14世紀のイタリア中部トスカーナ地方において、都市が周囲の自然

環境をどのように認識し、これにどのように働きかけていたかを都市法の規定から検証してみたいと思う。

## 1 自然環境に対する認識

中世末期の都市は人工的な空間であった。人間が建設した空間であり、人間の管理が行き届いた空間であった。このような都市の住民、なかんずく都市を実質的に動かしていた上層市民が、生活環境や自然に対して持っていた認識は、アンブロジー・ロレンツェッティの手になる壁画「善政と悪政の寓意」(1337~39年)のような絵画に視覚的に示されている。このフレスコ画はトスカーナ南部の都市シエナの市庁舎にあり、「平和の間」の壁の三面に描かれたものである。画面は「善政の寓意と善政の結果」と「悪政の寓意と悪政の結果」とに分けられ、善政・悪政それぞれの「結果」に、シエナを想定した都市景観と周囲の田園風景とが描写されている。当時の都市景観を示す視覚的資料として、この壁画はしばしば言及されてきた。特に「善政の結果」は保存状態も良く、14世紀トスカーナの景観や農業のあり方を示す史料とされることも少なくない。但し、善政の下にある幸福なシエナという理想像を具現したものであるから、描かれた光景は現実そのものではないことも指摘されている<sup>3</sup>。

「善政の結果」の画面の田園風景(本稿末の図を参照)に目をやると、遠景には低く連なるトスカーナの丘陵、前景には小麦畑がある。季節はちょうど麦秋であり、農民が刈り取りや脱穀に勤しんでいる。小麦畑の中には四角く囲まれた緑地が一箇所見受けられるものの、畑そのものは不定形で、イバラらしきものが簡単に畑を区切っている。一方、丘陵の斜面には葡萄畑の緑が見え、畑は低木で四角く仕切られている。また丘の下や中腹には市民のヴィッラ(別荘)と思われる立派な建物がある。都市へ向かう道には豚飼いや荷を積んだロバの姿があり、市門からは、田園へ鷹狩りに出かける騎馬の人物が出てきたところである<sup>4</sup>。

市壁のすぐ外に広がるこの風景を一見して気づくのは、樹木の少なさである。画面の奥には深い

緑の二つの峡谷が見えるが、都市の周囲にも丘陵の斜面にも低木以外の樹木はまばらで、鬱蒼とした森や林は描かれていない。ロレンツェッティがこの絵を描いた14世紀前半の北・中部イタリアでは、既に都市周辺の開墾が進展し、森林や原野は著しく減少していた<sup>5</sup>。この画面は現実そのものではないとはいえ、実際の都市周辺の状態を反映していると考えてよからう。

森林や原野の開墾は8世紀頃から始まっていた。修道院がそうした開墾の重要な推進力となったということは、しばしば指摘される場所である。トスカーナ地方においても修道院の存在は開墾に貢献している<sup>6</sup>。とはいえ、その頃の景観を特徴づけていたのは、むしろ未開の原野や森林であった。状況が大きく変化したのは12世紀である。中世初期に衰退・縮小していた都市が、11世紀から12世紀にかけてイタリア各地で息を吹き返し、再び成長を始めた。特に司教座の置かれるような主要都市(シエナもその一つである)には、経済的発展によって人口が集中し、周辺地域に対するその支配力も増大した。これに伴って市壁の囲む範囲は拡大し、周辺の森林や農村は都市に組み込まれていく<sup>7</sup>。北イタリアの「大開墾」を推進したのはこうした都市であった。

都市は周囲の環境を積極的に変えていった。その背景には食糧供給確保の必要を指摘することができる<sup>8</sup>。都市は強迫観念とも呼べるほどの熱心さで、食糧(なかんずく小麦)の供給を確保することに努めていた。例えば、シエナの南東に位置する小都市モンテプルチャーノ(司教座都市ではない)の条例(1337年)では、領域住民が菜園を作らなければならないこと、同領域から小麦、豆類、小麦粉やパンを持ち出してはならないこと、小麦や小麦粉、豆類を外国人に売ってはならないこと、鶏・猟獣・猟鳥を領域外に持ち出してはならないこと等が、細かく規定されている<sup>9</sup>。

都市のこのような支配の下で、周辺の農村地帯の景観は確実に変化していった。居住地はもとより耕地や葡萄畑などを含めて、人間の管理する地域が増え、自然のままの森林や沼沢地は減少した。とりわけ都市近辺の丘陵の斜面では、森林は早いうちに失われた。それは食糧増産を目的とする開

墾の結果というよりも、むしろ森林資源の消費の結果である。木材は建築や木工の基本的資材であり、燃料としても必要であった。都市域が拡大し、都市人口が増加するにつれて、資材や燃料の需要が森林伐採の営利性を高めることになった。樹木は重要な商品だったのである。しかし計画的な営林が行われた形跡はなく、森林は消失した。そして、木々の失われた丘陵に畑が作られ、あるいはヴィッラが建設されたのであった<sup>10</sup>。「善政」の画面は、都市によるこうした開発を理想として描かれたものであり、またおそらく、開発の結果として生まれた実際の風景の反映でもあった。そこには異界としての森林は存在せず、人間が自然を掌握しているように見える。

もっとも、13世紀の年代記作者サリンベネによれば、1247～48年の冬、エミーリア地方の都市パルマでは、夜になると市内に何頭もの狼が出没した。夜な夜な狼達が市中を徘徊するという事態そのものは、年代記で特筆すべき事件であったにせよ、当時のパルマにおいては、いまだ狼の住む環境が市壁のすぐ外に広がっていたことが、この記事から窺われる<sup>11</sup>。ロレンツェッティの画面にそうした環境は見出せない。確かにトスカーナ地方でも、アッペンニーノ山脈に近い山地には狼や熊もいたが、シエナ周辺の丘陵に跋扈する狼の姿はなかった<sup>12</sup>。

そもそも、画家がこのフレスコ画を描こうとしたとき、彼の念頭に深緑の野山に囲まれた都市の情景は浮かばなかった。理想の都市像のうちには「理想の自然」、即ち人間に管理された自然も含まれる。「手つかずの自然」(natura naturale)は人間の制御が及ばないものであるから、肯定的評価の対象にはならなかった。9世紀から「自然」は人為で改変されるものとなっていくが、フマガッリによれば、殊に12世紀以降、自然は利用するものであるという実用主義的な自然観が確立した。未開地をなくす努力が体系的になされる一方で、自然は尊重されず、畏怖の対象でもなくなった。自然界は周縁的なもの、搾取されるべきものと見なされるようになったのである<sup>13</sup>。

この時期にかかる自然観の転換が生じた背景には、当時の都市の置かれた状況がある。ちょうど

この頃、前述のように人口が増大し、これを支える食糧の安定供給が必要となった。その結果、殊に都市周辺の土地・森林の開墾に多くの人力が投入され、自然は人間によって利用されるものへと変化したのである。これ以前から、「自然」の中での隠修生活はしばしば推奨されたし、狩猟による「自然」の恵みは重要な蛋白源となっていた。しかし、それ以上に積極的に周囲の環境を変えるようになるのが、この時代である。森林の植生そのものが、人間にとって(特に食用という観点で)「有益な」樹種に置き換えられた<sup>14</sup>。しかもこの時期に、自治を確立した都市はコンタードと称される周辺農村地域に支配を広げ、都市の人口・経済を農村地域が支えるという構図を作り上げていく。農村のヴィッラやポデーレ(農園)の所有者の多くは都市住民であり、小作人(トスカーナではメッザドリーアと呼ばれる折半小作制が一般的であった)に実際の耕作を任せていた。都市は人智をもって制御できる世界であったが、その都市の内部に生活しつつ、外の世界をも掌握するようになった地主達は、自然に対する畏怖の念がなおさら薄かったであろう<sup>15</sup>。

## 2. 開発と環境変化

改変・搾取の対象としての「自然」を得た都市は、「有益な」資源の確保・増進を図った。葡萄栽培は8世紀頃から荘園(特に修道院所領の存在は、葡萄栽培・ワイン製造を促進した)などで行われていたが、13世紀以降、地主経営の農地における果樹栽培が展開した。ワインやオリーブ油の需要が営利精神を刺激して、葡萄やオリーブの栽培を拡大させたのである<sup>16</sup>。こうした商品作物の生産は、都市当局によって保護されもした。モンテプルチャーノ(現在でもワイン生産で知られる)では、領域外で生産されたワインを市内・領域内へ持ち込んでならなかった。地元産との競争を避けるためであろう。トスカーナ東部の都市アレツォの条例(1327年)にも、同様の規定があるが、ここでは7月から9月までの3ヶ月(即ち葡萄の収穫が始まる前の品薄の時期)が例外とされている。この期間にあつては、市内から2マイル以上

離れた周辺地域でならば、アレツォ以外の土地のワインを販売することが許された<sup>17</sup>。

都市当局は生活環境の整備にも目を向けた。14世紀、エミーリア地方西部の都市ピアチェンツァでは、毎年4本の果樹を植え、道端の叢木を伐採することが、都市周辺の住民に対して義務づけられていた。トスカーナに目を向けると、フィレンツェでは1325年のポデスタ条例（都市法の一つ）において、食用果実のならない（*que non producerent fructus commestibiles ad usum hominis*）オーク樫等の樹木が近隣に8ブラッチャ（5メートル弱）の影を作っている、これに苦情が出たときには、ポデスタ（行政長官）が10日以内にこの影をなくす処置をする（即ち枝や樹木そのものを伐採する）ことが定められている<sup>18</sup>。同様の規定はアレツォの条例にも見られ、近隣を日蔭にするような木が他人の地所あるいは家屋に近接している、これに対して苦情があったなら、苦情が訴えられてから8日以内にポデスタが当該樹木を撤去することになっていた<sup>19</sup>。ここでも、「食用の果実のなる樹はこの限りではなく、また川辺にあるコブカエデやヤナギ等の木も例外」とされている。食用果樹への固執は、人間に好都合な植生を作ろうとする姿勢と共通する。

アレツォにおいて食用果樹と並んで撤去対象から外された川辺の樹木は、都市当局が意図的に植樹を促進していたものである。条例の第1巻53条では、「アレツォの農村地帯や市内において河川のそばに土地・不動産を所有する者はすべて、その川べりにコブカエデかヤナギを植えなければ」ならず、これらの樹木を切ったり、抜いたりしてはならないことが定められている。河川や水路に隣接した土地の所有者に対して、その水辺にコブカエデ（*oppio*）ないしはヤナギを植えることを義務づけた規定は、モンテプルチャーノの条例にも見える。樹種を指定して水辺に植えさせた明確な目的は不明だが、伐採が禁じられていることを顧慮すると、おそらく岸の補強を図ったのではないかと考えられる。モンテプルチャーノの規定には、上記の植樹の理由として「同所有地がその水辺に張り出すように」とある<sup>20</sup>。

野鳥等も管理の対象となった。シエナの支配下

にあったオルジャ沼沢地域住民組合（*Società del Piano del Padule d'Orgia*）の規定には、「害鳥」駆除に関する一項がある。ここは、シエナ南方のメルセ川流域にある沼沢地の一部を干拓した地域であったが、排水管理等の共同作業の必要もあって土地所有者達が一種の住民組合を作り、シエナ当局に法的に認定された。組合構成員の多くはおそらくシエナ市民であり、折半小作人に耕作を任せていたと思われる<sup>21</sup>。その組合において14世紀に作成された俗語の規約（68条）では、「雁やその他の大型の鳥が、同沼沢地域に被害・損害を与えらると思われることから」（*con cio sia cosa che l'ocche salvatiche et altri ucelli grande danno e guasto facciano e diano nel detto Padule*）、これらの鳥を駆除する担当者の選出が決められている。彼らは沼沢地付近の村人から選ばれた適任者で、12月から2月まで沼沢地全域をめぐり、雁の類を獲ることになっていた<sup>22</sup>。ここに見られるのは、実際に被害が生じてから対処するのではなく、被害を予防するために「害鳥」を駆除しておくという思考である。

その一方で、14世紀の都市法には狩猟の規制も見られるようになった。フマガツリは、ローマニヤ地方の都市イーモラの例を挙げている。ここではウズラやヤマウズラの繁殖期の狩猟を禁止して、野鳥の保護を図ったのである。彼はこうした例に言及しながら、初期中世には見られなかったこうした規制が、狩場である森林や湿原の減少を反映していることを指摘している。トスカーナ諸都市の条例では、狩猟の規制（例えば、鳩や燕の捕獲禁止）はあっても、明確に野鳥保護の意図の見える規定は殆どない。ただアレツォにおいては、都市から5マイル以内で、専用の道具を使ってシャコ、キジ、ウズラなどを獲ることが禁じられていた。また3月から8月1日までは、犬を使ってウズラを獲ってはならなかった<sup>23</sup>。ウズラの繁殖期は大体4月から7月である。その季節に犬を使った狩猟を行うことによって営巣などを妨げ、ウズラの繁殖を阻害することを懸念して、こうした措置が取られたと考えられる。無論、こうした配慮の背後にあるのは猟鳥を確保する意図であり、「害鳥」駆除と同じく、自然環境を人間が制御し

ようとする思考であった。

しかしながら、当時は既に、自然環境と生活環境の競合が深刻化しつつあった。森林は資材や燃料として伐採・消費され、農地周辺の低木や下生えも農業の発展を阻害するものと考えられて除去された。更に都市の商業・運輸の利便を図るために、都市当局は都市外の道路の整備にも努め、道路脇の樹木や藪を伐採していった。言うまでもなく、こうした木々は雨水を徐々に土中に浸透させる役割を果たしていたのである。森林が減少し、また湿地が干拓されていくにつれて、土地の保水機能は失われ、降った雨がそのまま地表を流れることになった。年代記史料などからは、15、16世紀にイタリアの複数の地方で洪水の頻度が高まり、概して被害も大きくなっていったことが確認されている。ちょうどこの頃、地球は小氷期に入っており、洪水の頻発には気候の寒冷化が影響していたと考えられている。とはいえ同時に、右のような人為的な環境変化の影響も無視できない。自然の生態系が失われる一方で、それに代わる環境制御の方法は存在しなかったのである<sup>24</sup>。

### 3. 都市法規定に見る森林管理

前節で述べたように森林の破壊や植生の人為的改変は進んでいたが、14世紀のトスカーナ地方に関する限り、森林の減少を阻止することを直接目的とした規定は殆ど見当たらないようである。しかし、言うまでもなく、森林資源は建築・木工資材あるいは燃料として重要であったから、都市当局はしばしば積極的にそうした資源の維持を図った。また森は果実・木の実等を供給し、猟場でもあった。オーク樫の堅果（どんぐり）のように、人間の食用にはならなくとも豚の餌として重要なものもあった<sup>25</sup>。

特にクリ林を保護する規定は各地に見られる。クリ材は優れた木工用資材であり、クリの実は食用となったからである。小麦の不足がちな山地では、クリの実を粉に軋いたものが小麦粉の代用ともなった<sup>26</sup>。平野部においても、1322～25年に編まれたフィレンツェのカピターノ条例（ポデスタと並ぶ行政官職であるカピターノ・デル・ポーポ

ロの下で編纂されたもの）は、市内でのクリの購入量を制限している（第1巻23条）。この規定は寡占防止を意図していると思われる。またアレツォでは、都市の周辺6マイル以内のクリ林で、木工用資材として枝を切ることや、クリの若木の生えている場所にやぎを入れることが禁じられ、違反には重い罰金が科せられた（前掲条例第1巻51条）。都市周辺にあるクリ林の保全・育成を図るこの規定も、食料としてクリの実を確保することを目的としたものと考えられる。食用という目的に限定されない森林の育成策という点では、1382年に作成されたキャンティのポッジボンシの条例（第4巻10条）が、若木の保護を義務づけている<sup>27</sup>。

このように13世紀以降、トスカーナの都市や農村共同体の条例には森林に関する規定が散見され、森林の有効活用や維持に関心が向けられていたことが判る。また、ヴァッロンプローザ修道院のようにトスカーナ東部の山地に広い所領を有する修道院も、意識的に森林資源を保全していた形跡がある<sup>28</sup>。共同体が森林資源の保護を意図したことを明確に示す例として興味深いのは、既に触れたモンテプルチャーノの条例である。1337年に編纂された（巻末には、同年10月20日に編纂作業が終了した旨が記されている）この条例は、従前の法令の集成であったが、そこには森林管理の規定が散見される。のみならず第3巻においては、「以下は森林に関する条項である」（*Incipiunt capitula silvarum*）という文言の下に、森林に関わる規定のみが120条から131条までにまとめられているのである<sup>29</sup>。

まず120条は、明確に森林の維持に言及している。ポデスタ（行政長官）は「ヴァル・ディ・キアーナ、モンテカルチャーニ、ピアノイアの森、その他モンテプルチャーノのコムーネのものであり、コムーネに属する総ての森林を良好な状態に維持・保持しなければならない」（*Teneatur potestas tenere et conservare in bono statu silvas vallis Clanium, Montiscarcianensis et Pianoie et omnes alias silvas comunis Montispolichiani et ad commune pertinentes*）のであり、これらの森が勝手に耕地に変えられたり

不法占拠されたりしないように管理する義務を負う。更に森林監視を職務とする3名の役人(半年任期)も選出された<sup>30</sup>。「コムーネ」(comune)とは、自治権を認められた都市あるいは農村共同体の名称であり、そうした自治体の行政当局もコムーネと呼ばれる。「モンテプルチャーノのコムーネのものであり、コムーネに属する森林」とは、モンテプルチャーノの都市当局が所有する公有林である。121条以下では、こうした森林での伐採に関する規制(121~125条, 130条)、違反摘発の奨励措置(126~127条)、薪の採取に関する規制(128~129条)、樹木の皮を剥ぐことの禁止(131条)といった具体的な条項が掲げられる。如実に見えるのは、木材資源ないし燃料、そして食料の供給源として森林を維持しようとする当局の意識である。森林保護の目的は二つあって、一つは樹木そのものの維持、今ひとつは食用果樹及びその果実の管理であった。

引用した文言からも判るように、管理対象となる「コムーネの森」はいくつも存在したが、特に規制の対象として頻出するのが、モンテプルチャーノの都市の東側にあった「ヴァル・ディ・キアーナの森」(silva vallis Clanium)である。この森については「果実のなる木」(arbores fructiferas)を伐採すること、またそうした果実を拾って森から持ち出すことが禁じられ、木1本、枝1本、あるいは持ち出そうとした果実の量に応じて罰金が定められている(121条)。ここで具体的に言及されている樹種は、リンゴ、ナシ、トチノキ、オーク樫の4種である。オーク樫の堅果は豚の飼料として重視されたのである<sup>31</sup>。勿論、全面的に伐採や果実採取が禁止されているのではない。123条は、「許可証のないまま」(sine apodixa)森でトネリコ、コブカエデ(testucchii)、シデ、ヤナギその他の「果実のならない木」(arborum infructiferam vel siccarum)から材木(lignamina)を切り出すことを禁じている<sup>32</sup>。即ち許可証を得れば、伐採できるのである。許可証は当局が発行するものであり、森へ入るときにはこの許可証の携帯が義務づけられた。加えて、モンテプルチャーノとその領域の住民には、コブカエデやシデなどの薪(ligna)を取ることが許されるが、住民で

ない者は、いかなる木でも伐採して森から持ち出してはならない<sup>33</sup>。また、違法な伐採で検挙された人間がモンテプルチャーノの住民ではなかったり、都市当局によって処罰された前科のある者であったりした場合、罰金は通常よりもはるかに重くなった<sup>34</sup>。この限りでは、森林は住民の共有地として位置づけられ、彼らに一定の用益権が認められていたのである。とはいえ、この森で合法的に伐採等を行っている場合でも、「モンテプルチャーノに居住している者」(quilibet commorans in Montepoliciano)は、昼間の「9時までに」(ad horam none)荷を持って前述の森を出なければならない。長時間の伐採や夜間の盗伐を警戒しての措置であろう。この時刻以後に前述の森にいるところを発見され、そのときに許可証(この場合はおそらく、規定外の時刻に森にいることを許可するものである)を所持していない場合は処罰されるのである。尚、ここに言う「モンテプルチャーノ」の範囲は都市域に限定され、都市外の領域住民(districtuales)の場合は、都市住民よりも早い時刻、即ち「3時までに」(ad tertiam)森を出ることが義務づけられた<sup>35</sup>。市内の住民と領域の住民とが差別化されている理由は判然としないが、都市のすぐ近くにあるヴァル・ディ・キアーナの森の用益権は、元来、都市住民にのみ帰属していたものであったのかも知れない。

不法伐採については特に留意された。モンテプルチャーノやその領域の住民であっても、「ヴァル・ディ・キアーナの森やその他のコムーネの森で」(in silva vallis Clanium vel in qualibet alia silva dicti comunis)許可証なしに斧を持っているのを見つけた者は、罰金を科された(122条)<sup>36</sup>。また木材が住民の家や所有地、あるいはそれらに接した道路で見つけた場合には、当該の家屋・土地の所有者がヴァル・ディ・キアーナの森から不法に切り出してきたものと見なされた。被疑者は、この仮定に従って罰金(件の木材が果樹のものか否かで罰金額が異なる)を科されるのである(124条)<sup>37</sup>。コムーネの森で伐採した木材は共同体の資源であるから、領域外へ持ち出すことも許されなかった(125条)<sup>38</sup>。

違反の摘発も奨励され、ヴァル・ディ・キアー

ナの森で違反を犯した者を捕え、これをコムーネ当局に引き渡せば、違反者に科される罰金の半額を褒賞金として得られた(126条)。但し、この違反者が罰金を払わない場合は、罰金1リラ当たり4ソルディの割合で褒賞金が出る。1リラは20ソルディに相当するので、罰金の五分之一に相当する金額が褒賞金となる訳である<sup>39</sup>。他方、違反者を捕えて当局に引き渡そうとする者を妨害すれば、当該違反者の科料の2倍に相当する罰金を科される罪となった(127条)<sup>40</sup>。

ここで留意したいのは、これらの森林が住民の共有林(*silvae communes*)ではなく、「コムーネの森」(*silvae communis*)即ち公有林だということである。確かにコムーネとは自治体であり、それを運営するのは住民(但し、政治に実際に関与するのは、限られた「市民」であって、全住民が平等に参政権を有する訳ではない)であるが、森林を住民が共有することと、自治体が所有することとは別である。モンテプルチャーノの都市やその領域の住民、あるいは「同地に定住している者」(*continuus habitator dicte terre*)はこれらの森林を利用できる。しかし、その森林の用益権は住民の無条件の既得権益ではなく、許可証の発行を通じて都市当局が認可するものである<sup>41</sup>。また、規定のうちにはヴァル・ディ・キアーナの森にのみ適用されるものもあれば、モンテカルチャーニとピアノイアの森に関してのみ言及したものもあり、総ての「コムーネの森」が対象となる規定もある。この森林によって異なる位置づけも、当局が定めたものである。森林はもはや単なる住民の共有物ではなく、コムーネという公共体が所有・管理するものとして認識されている。従って、「コムーネのいずれかの森で」(*in aliqua silva comunis*)で禁制の薪を伐った者は、「コムーネにそれを返し」(*illud dicto comuni restituere*)、市庁舎前の広場(コムーネの広場)に持っていかねばならない。勿論、その費用は自己負担である。(129条)<sup>42</sup>。

このように周辺領域を支配していた都市は、森林を公有林に設定して管理し、森林の資源の利用を規制する傾向にあった<sup>43</sup>。無論、領域内のあらゆる森林が公有地化された訳ではなく、「特定個

人の森」(*silva alicuius specialis persone*)即ち私有林も存在したが<sup>44</sup>、「コムーネの森」の存在は、公的なものとして森林を管理しようとする当局の姿勢を窺わせる。これに対して領域を持たない小さな集落では、森での狩猟や果実の採取、木材伐採、家畜の放牧が規制されるに止まった。そこでは森林がいまだ住民の共有財産として強く意識されたのである<sup>45</sup>。

#### 4. 地方領域国家と森林資源

司教座の置かれているような有力都市は、13～14世紀の間に、周辺の小都市や農村共同体をその支配領域のうちに含むようになった。例えば、前出のモンテプルチャーノは、13世紀にシエナとフィレンツェの間を揺れ動いた末にシエナに従属し、1390年以降、今度はフィレンツェの支配下に置かれた。前節で検討した条例が編纂されたとき、このコムーネの宗主権はシエナが掌握していたのである。シエナの下にありながらモンテプルチャーノが独自の条例を持ちえたように、従属共同体は一定の自治を認められていた。無論、支配都市とこれに従属する共同体との利害は必ずしも一致しないが、支配都市は従属都市に対して優位を保とうと努め、その立場をもって領域全体の富や資源を活用したのである。それは森林資源についても該当する。

トスカーナ地方に関しては、15世紀中葉までには北部の大半をフィレンツェが支配下に収め(南部はシエナが掌握した)、地方領域国家(*stato regionale*)としてのフィレンツェ共和国を作り上げた。このように地方の中心となった大都市にとっては、森林資源の確保が殊に肝要であった。商工業の中心にして大量の人口を抱える都市は、工業用・生活用の燃料、建築や工芸のための資材、そして人口を維持する食料の安定供給を図らなければならなかった。道路舗装の基礎にもモミ材のような木材が必要である。領域内に存在する森林を、それぞれの在地の共同体に独占的に利用させる訳にはいかなかった<sup>46</sup>。既に14世紀前半の段階で、フィレンツェのカピターノ条例には都市への木材供給に関する規定が存在する。この時期のフィ

レンツェ共和国はいまだ地方領域国家となるには至らず、シエナやアレツォ、ピサなどの都市国家と競合していた。しかしながら、同世紀までに非常に広いコンタード（農村領域）を獲得し、多くの農村共同体を従属させていたので、そうした広範な領域を視野に入れた行政が必要だったのである。

当該規定で関心の対象となっているのは、アルノ川を利用して上流域から運ばれてくる木材である。フィレンツェの位置するトスカーナ北東部とその北方のロマーニャ地方との境界にはアッペンニーノ（アペニン）の山地が横たわっている。この地域は13世紀からフィレンツェの領域に編入され、フィレンツェへの木材供給地となっていた。材木は筏（fodero）に生まれ、シエーヴェ川とアルノ川を利用して下流のフィレンツェまで運ばれたのである。同規定は、この筏を組む材木をモミ、ハンノキ、ブナ、シナノキに限定している（*de lignis abietum arborum et ontanorum, faggiorum et tilliorum et non de aliis*）。いずれも建材や木工資材として用いられるものである。川には多くの水車（製粉用のものと、グワルキエーレと呼ばれる毛織物縮絨用水車とがある）が設けられていたが、これらがフィレンツェまでの筏の航行を妨害しないよう、水車の所有者に対しては、幅3ブラッチャの余地を空けておくことが義務づけられた<sup>47</sup>。

しかも市内に搬入される材木については、通行税を含めた一切の税が免除された。資材のフィレンツェへの供給を促進しようとする当局の意図がここに見られる<sup>48</sup>。その一方で、同20条の規定によれば、「木材、そして家・建物を建てるのに最適なもの」（*lignamen aliquod, et maxime aptum ad domos et hedifitia construenda*）をフィレンツェの支配領域（ディストレット）から外に持ち出すことが禁じられている。特にアルノ川を利用して下流へ木材を流すことが警戒され、フィレンツェよりも下流の領域住民や水車の所有者には、不法な筏流しを監視し、違反者を捕えて当局に引き渡す義務が課された<sup>49</sup>。この規定が起草されたのは、1348年の黒死病に襲われる以前、フィレンツェ市内の著しい人口増加とそれに伴う都市域の

拡大が見られた時期である。当時の都市人口は9～12万人と推定されている。建築資材の需要が高かったことは、容易に推測されよう。アルノ川の中流域に位置するフィレンツェは、川を利用して運ばれてきた木材資源の独占を図ったのである。もっとも、この規定は1325年に修正され、アルノ川下流へ木材を搬送しようとする者は、材木の販売価格1リラにつき5ソルディ（25%）の税を事前に支払えば、「許可済みのものとして、かかる材木を搬出できる」（*possit licite lignamen huiusmodi auferre*）ことになった<sup>50</sup>。とはいえ、この高率の税は輸送の強い抑制要因となりえたであろう。木材を都市のために確保しようというフィレンツェ当局の意図が、覆された訳ではない。

一方、木材は燃料としても欠かせない。フィレンツェ市内および周辺3マイル以内では転売を目的として薪を購入することが禁じられ、また市内に薪を売りに来た者にはその完売が強制された。当局が転売目的での薪の購入を禁じたのは、不当な買占めによる薪の不足を懸念してのことであろうし、完売の強制は市外への薪の搬出を阻止するためである。更に、材木の筏をフィレンツェまで流してくる場合には、その筏に一定量以上の薪を積んできて、適正価格で売らなければならなかった<sup>51</sup>。フィレンツェ当局が、都市への十分な燃料供給に腐心していた様子が窺える。フィレンツェの周囲には、市内の燃料需要を賄うに足る森林は存在しなかったのである。

ところで、森林の問題に関連してしばしば考慮しなければならないのが、領主権との関係である。森林は特に封土として特別な位置を占め、領民に対しては立ち入りや狩猟が規制された。共有地としての森林の用益権をめぐっては、領主と村落共同体との間に対立もありえた。トスカーナにおいてもそうした森林が存在しなかった訳ではない<sup>52</sup>。しかし、12、13世紀に都市の支配が周辺地域に及ぶようになると、こうした封建領主は多くの地域で都市の権力に従うようになった。森林もまた支配都市の管轄するところとなる。例えば、先に触れたロマーニャとの境界にある山地の一部を占めるアルノ川上流地域は、カゼンティーノと呼ばれ、現在でも国立公園に指定されているほど深い森林



が残っているところであるが、ここはグイディ伯の領地であった。しかし、13世紀にフィレンツェが支配するようになると、これらの森林も共和国が上級権力として管理するようになった<sup>53</sup>。

一つの森林の用益権をめぐる農村共同体同士が争うこともあった。それぞれの共同体が互いに相手の用益権を否定し、その森林を自分達の固有の財産だと主張したからである。都市の支配領域が広がると、こうした争いも支配都市が調停することになる。フィレンツェの領域監督局 (Cinque conservati del contado e distretto) が1446年に作成した帳簿には、モンテ・スカローリとピエンティーナという二つの従属コムーネの間で生じた対立を調停した記録が残っている。モンテ・スカローリ住民がある森林に家畜を連れていったことに対して、ピエンティーナ住民が異議を唱え、その森林の用益権を主張したのである。双方とも監督局に代理人を出頭させて申し立てをし、審議・調査は1年以上にわたった<sup>54</sup>。ピエンティーナ側は、自分達の権利の正当性を主張する一つの根拠として、ピエンティーナを管轄するピサ大司教 (ピエンティーナは元来、ピサの行政領域に属していたが、15世紀にピサ自体がフィレンツェの支配下に入った) から用益権を与えられたことを挙げている。ここでは、森林用益権の帰属を判断するのは、領域の支配都市たるフィレンツェである。モンテ・スカローリとピエンティーナの共同体的上級権力として、フィレンツェの行政・司法権は、同市から遠く離れた森林にも及んでいる訳である。

## 結 び

以上、北・中イタリアの都市とこれを取り巻く自然環境との関係を史料から検討した。都市周囲の領域の開墾は食糧供給を安定させ、都市人口を増大させたが、その結果として生じた人口過剰が一層の開墾を促すことになった。13世紀までに都市は、生産性の低い土地にさえ耕地を広げることを考えなければならなくなった。こうして「管理された自然景観」ができあがる。都市周囲の広い範囲で、自然環境は人為的な管理の下に置かれるようになった。モンテプルチャーノの事例は、森

林資源の利用について包括的な関心が向けられていたことを示唆する。しかし、資源の保全のために森林用益を規制しなければならなかったのは、森林の減少が著しかったからでもある。森林は貴重な資源として、公有の「コムーネの森」に設定された。更に需要があれば、近郊の森林のみならず遠隔地にある森林の資源にも、都市は依存しなければならなかった。

14世紀中葉には黒死病によって人口圧が急激に低下するが、自然環境の改変は続けられる。勿論、都市への食糧や工芸作物の供給を確保するために開墾を進め、また都市の商業・運輸のために道路を整備・維持することが、生態系を歪めているなどとは想像もつかないことであった。生活環境と自然環境の平衡を保つことが意識されるまでには、更に数世紀を待つことになる。

## 参考文献

- Archivio di Stato di Firenze, Cinque conservatori 7: Deliberazioni de' cinque, 1446.
- Camuffo, D. - Enzi, S., Reconstructing the climate of northern Italy from archive sources, R. S. Bradley - P. D. Jones (ed.), *Climate since A.D. 1500*, London and New York, 1992.
- Cherubini, G., *Signori, contadini, borghesi. Ricerche sulla societa italiana del basso medioevo*, Firenze, 1974.
- Idem, La «civiltà» del castagno in Italia alla fine del medioevo., Idem, *L'Italia rurale del basso medioevo*, Roma-Bari, 1984, pp.147-171.
- Idem, Note sulla delinquenza nella montagna romagnola, casentinese, mugellana alla fine del medioevo, Corradi, G. L. - Graziani, N. (a cura di), *Il bosco e loschioppo. Vicende di una terra di confine tra Romagna e Toscana*, Firenze, 1997, pp.201-205.
- Corradi, G. L., Signori della caccia e cacciatore di frodo nei territori montani, Corradi, G. L. - Graziani, N. (a cura di), *Il bosco e lo schioppo. Vicende di una terra di confine*

- tra Romagna e Toscana, Firenze, 1997, pp.107-133.
- Fumagalli, V., *Landscapes of Fear. Perceptions of Nature and the City in the Middle Ages*, Cambridge, 1994.
- Grove, J. M., *The Little Ice Age*, London and New York, 1988.
- Lamb, H. H., *Climate and History in Northern Europe and Elsewhere*, Mörner, N. - Mörner, A. - Karlén, W. (eds.), *Climatic Changes on a Yearly to Millennial Basis. Geological, Historical and Instrumental Records*, Dordrecht / Boston / Lancaster, 1984, pp. 225-240.
- Mazzi, M. S. - Raveggi, S., *Gli uomini e le cose nelle campagne fiorentine del Quattrocento*, Firenze, 1983.
- Montanari, M., *La fame e l'abbondanza*, Roma-Bari, 1993. (山辺規子・城戸照子訳『ヨーロッパの食文化』, 平凡社, 1999.)
- Pinto, G., *La Toscana nel tardo medio evo*, Firenze, 1982.
- Plesner, J., *Una rivoluzione stradale del Dugento*, Firenze, 1979.
- Salvestrini, F., *Law, Forest Resources and Management of Territory in the Late Middle Ages: Woodlands in Tuscan Municipal Statutes*, Agnoletti M. - Anderson S. (eds.), *Forest History. International Studies on Socio-economic and Forest Ecosystem Change*, Wallingford, 2000, pp.279-288.
- Idem, *Santa Maria di Vallombrosa. Patrimonio e vita economica di un grande monastero medievale*, Firenze, 1998.
- Savelli, R., *Usi e costumi, mestieri e lavori nei monti fra Romagna e Toscana*, Corradi, G. L. - Graziani, N. (a cura di), *Il bosco e lo schioppo. Vicende di una terra di confine tra Romagna e Toscana*, Firenze, 1997, pp.155-167.
- Sereni, E., *Storia del paesaggio agrario italiano*, Bari, 1999.
- Statuti della Repubblica Fiorentina, I: Statuto del Capitano del Popolo degli anni 1322-25, II: Statuto del Podesta dell'anno 1325*, a cura di Caggese, R., Nuova edizione (a cura di Pinto, G. - Salvestrini, F. - Zorzi, A.), Firenze, 1999.
- Statuto del Comune di Montepulciano (1337)*, a cura di Morandi, U., Firenze, 1966.
- Statuto della società del Piano del Padule d'Orgia 1303-1375, *Statuti senesi scritti in volgare ne' secoli XIII e XIV*, per cura di Banchi, L, Vol. II, Bologna, 1871, pp. 73-153.
- Statuto di Arezzo (1327)*, a cura di Marri Camerani, G, Firenze, 1946.
- Szabó, T., *Comuni e politica stradale in Toscana e in Italia nel medioevo*, Bologna, 1992.
- 石鍋真澄『聖母の都市シエナ 中世イタリアの都市国家と美術』, 吉川弘文館, 1988.
- グリーン, ブリン (小倉武一訳)『カントリーサイドを保全する』, (財)食料・農業政策研究センター, 1994.
- 小山修三『森と生きる 対立と共存のかたち』, 山川出版社, 2002.
- パーリン, ジョン (安田喜憲・鶴見精二訳)『森と文明』, 晶文社, 1994.
- ルゴフ, ジャック (池上俊一訳)『中世の夢』, 名古屋大学出版会, 1992.

## 註

- 1 パーリン, 1994.
- 2 同上, pp.168-227. 小山, 2002, pp.80-88.
- 3 石鍋, 1988, pp.221-239, 256-257.
- 4 同上, pp.232-234. Sereni, 1999, pp.136-139.
- 5 *Ibid.*, pp.140-142.
- 6 Savelli, 1997, p.155.
- 7 Fumagalli, 1994, pp.104-108. 但し, その領域の中には修道院の領地等もあり, 一元的支配を都市が貫徹した訳ではない。
- 8 Sereni, 1999, pp.147-149.
- 9 *Statuto del Comune di Montepulciano*, pp.362-363, 414-416, Lib. IV, CVIIII, CLXXXVIII, III,

- CC, CCII.
- 10 Sereni, 1999, pp.132-135. 14世紀のフィレンツェの商社は、カゼンティーノ等で材木を買い付けている。Salvestrini, 1998, p.268. 特定樹種の植林は古代から行われていたが、森林資源の持続的利用のための営林という認識は、なかなか定着しなかった。パーリン, 1994, pp.175-180. 小山, 2002, pp.70-136.
- 11 Fumagalli, 1994, p.107.
- 12 Salvestrini, 1998, p.199.
- 13 Fumagalli, 1994, pp.107-108, 122-123. Montanari, 1993, pp.44-49.
- 14 *Ibid.*, pp.51-53.
- 15 異界としての森のイメージについては次を参照。ルゴフ, 1992, p.137-162. 更に農村も都市とは別世界と認識され、同じ都市の領域住民であっても、市民地主が農民に共感することはなかった。Cherubini, 1974, pp.39-44. Mazzi - Raveggi, 1983, pp.15-73.
- 16 Sereni, pp.132-139. Salvestrini, 1998, pp.200-201.
- 17 *Statuto del Comune di Montepulciano*, p.416, Lib. IV, CCIII. De pena apportantium vinum de extra districtum: Vinum quod recolligeretur extra districtum Montispoliçiani per se vel alium nullus portare audeat vel deferre infra Montispoliçiani territorium vel districtum ad penam .x. librarum.... *Statuto di Arezzo*, p. p.101-102. XLVII. Quod vinum forense non adducatur ad civitatem Aretii: Salvo quod liceat tribus mensibus dicti anni, scilicet iulii, agusti et septembris cuilibet deferre et facere deferri vinum forense, et vendere et vendi facere per comitatum Aretii extra civitatem, a longe ab ipsa civitate per duo miliaria, quantumcum voluerit....
- 18 *Statuti della Repubblica Fiorentina* II, p. 94, Lib. II, XXI. De uggii incidendis: Si Potestati vel suis iudicibus vel alicui de iudicibus curiarum querimonia facta fuerit de aliqua uggia quercuum vel aliarum arborum que non producerent fructus commestibiles ad usum hominis, que uggia sit prope vicinum ad octo brachia, qui removeri uggiam postulaverit, teneatur Potestas et dicti iudices debeant eam facere removeri et incidi iuxta terram, infra decem dies post petitionem vel denuntiationem sibi factam. コナラ属コナラ亜属の落葉樹たるヨーロッパ種のquercus即ちイタリア語でquerciaと呼ばれる樹種(英語名oak)を、本稿では「オーク樫」と表記している。この樹種は日本語では「カシ(樫)」と訳されることも多いが、実際にはむしろナラに近い。アジア種のカシは、これとは別種の常緑樹である。
- 19 *Statuto di Arezzo*, p.183, Lib. III, LXXIII. De arboribus uggiam facientibus: Statutum est quod postetas teneatur.... facere removeri omnes arbores uggiam facientes vicino suo, que essent prope terram alterius vel domum per mediam tabulam, inde ad octo dies postquam querimonia habuerit, exceptis arboribus producentibus fructus, quibus vescantur homines [et] exceptis etiam oppiis et salicibus et aliis arboribus existentibus circa flumen.
- 20 *Ibid.*, pp.36-37, Lib. I, LIII. Quod unusquisque debeat plantare arbores iuxta flumina in terris suis: In comitatu et cortinis Aretii et in plano civitatis quilibet habens terras et possessiones iuxta flumina vel rivos teneatur plantare iuxta ipsos rivos et flumina oppios seu unum ordinem saltem.... *Statuto del Comune di Montepulciano*, p.385, CLVII. De pena non plantantis arbores iuxta fossatum: Quicumque habet aliquam possessionem iuxta salarcum vel alium fossatum vel iuxta aliquem locum, ubi aqua continue labatur, teneatur et debeat iuxta dictam aquam currentem plantare et allevare oppios sive salices quam plures commode poterit, et sua possessio protenditur iuxta ipsam aquam....
- 21 例えば、1338年の追加規定に関する書類では、組合運営委員として挙げられている二人の名前には、いずれも「シエナ市民」(cives senenses)の身分が付されている。*Statuto della società*

- del Piano del Padule d'Orgia, p.145. 尚, 同組合と規定については, この規定を含む *Statuti senesi scritti in volgare ne' secoli XIII e XIV*, Vol. II, Introduzione, XIII-XVIを参照。
- 22 Statuto della società cit., p.120, Capitolo LXVIII. De la elezione de li cacciatore dell'ocche e de li ucelli.
- 23 *Statuto di Arezzo*, p.230, LXX. De pena ucellantis ad quailas vel perdices.
- 24 グリーン, 1994, pp.197, 227. Fumagalli, 1994, pp.85-89, 107-109, 112-115, 120-125. Grove, 1988. Lamb, 1984. Camuffo - Enzi, 1992, pp.148-149. 都市の支配領域における道路網の整備については以下を参照。Szabó, 1992. Plesner, 1979.
- 25 Salvestrini, 2000, p.285.
- 26 Salvestrini, 1998, p.266. Montanari, 1993, p.53. Cherubini, 1984. cf. Cherubini, 1974, pp.51-119.
- 27 *Statuti della Repubblica Fiorentina*, I, p.30, Lib.I, XXIII. Quod nullus emat ultra duos starios castanearum. *Statuto di Arezzo*, p.36, Lib.I, LI. De pena facientis vimina vel litortas in silvis castanearum. Salvestrini, 2000, p.285.
- 28 Salvestrini, 1998, pp.264-267. ここは, 11世紀に創建されたヴァッロンブローザ修道会(ベネディクトゥス派)の拠点である。ヴァッロンブローザ修道会の所領はカゼンティーノ西部に点在していたが, 16世紀の記録によれば, その30%が森林・牧草地で占められている。*Ibid.*, pp.231-232.
- 29 *Statuto del Comune di Montepulciano*, pp.242-249. Salvestrini, 2000, pp.282-283.
- 30 *Statuto del Comune di Montepulciano*, p.242, Lib.III, CXX. De conservando silvas comunis in bono statu.
- 31 *Ibid.*, pp.242-243, Lib.III, CXXI. De pena incidentis arbores fructiferas in silva vallis Clanium: Nullus in silva Clanium a Clusina usque ad Torritensem incidat vel extrahat de dicta silva per se vel alium aliquas arbores fructiferas, scilicet malum, pirum heschium vel querchum vel ramos earumdem, ad pena decem librarum pro qualibet arbore et .XL. solidorum pro quolibet ramo.....Item quod nullus colligat vel extrahat per se vel alium in dicta et de dicta silva aliquos fructus arborum. Sub pena .XX. solidorum pro qualibet carcha, et intelligatur carca quatuor stariorum et ab inde infra. Et ad penam .XL. solidorum pro qualibet salma. Et intelligatur salma a quatuor stariis supra. Et sub pena centum soldorum pro quolibet curru; et currus intelligatur octo stariorum vel ab inde supra.
- 32 *Ibid.*, pp.244-245, Lib.III, CXXIII. De pena incidentis arbores infructiferas in silva Clanium: Nullus per se vel alium in silva vallis Clanium incidat seu devastet vel extrahat sine apodixa lignamina scilicet frassinorum vel ulivorum vel testucchii vel carpeni vel albari seu salicium vel aliarum arborum infructiferam vel siccarum ad penam decem solidorum pro qualibet carcha et ad penam .XL. solidorum pro qualibet salma et ad penam decem librarum pro quolibet curru. 本稿で「コブカエデ」と訳しているものは, ここで挙げた複数の条例の文中で oppii あるいは oppios (イタリア語では oppio) と表記される場合と, testucchii (同 testucchio) と表記される場合とがある。この oppio と testucchio はいずれも, イタリア名 acero campestre, 和名 コブカエデ (学名 *Acer campestre*) と呼ばれるヨーロッパ種のカエデの異称である。
- 33 *Ibid.*: Liceat tamen impune cuilibet de Montepoliziano vel eius districtu incidere et asportare ligna testucchii, carpeni et albari tam sicca quam viridia, non obstante quod in apodixa non contineretur nisi de siccis. Item liceat sine apodixa victricas vitalbas et vites in dicta silva incidere et de ea extrahere. Nulli tamen forensi liceat dictas victricas vel alias arbores infractiferas in dicta silva incidere vel

devastare seu extrahere extra dictam silvam, et qui contrafecerit, puniatur et condemnatur in decem libris denariorum.... Nullus autem possit sine spetiali apodixa incidere vel extrahere de dicta silva ligna de corneo ad penam decem solidorum, pro qualibet vice et quolibet ligneo cornei. Et quilibet, qui apodixam habuerit, debeat secum deferre ad dictam silvam.

34 *Ibid.*, Lib. III, CXXI, p. 243: Et si forensis vel exbannitus et condemnatus dicti comunis vel habitator extra districtum Montepoliçiani predicta vel aliquod predictorum commiserit, puniatur et condemnatur in centum libris denariorum....

35 *Ibid.*, Lib. III, CXIII, p. 245: Et quilibet commorans in Montepoliçiano debeat exire de dicta silva cum salma usque ad horam none et districtuales usque ad tertiam. Et hoc intelligatur a kalendis aprilis usque ad kalendas novembris. Et si quis post dictas horas in dicta silva reperiretur, condemnatur ac si apodixam non haberet. この規定は4月1日から11月1日まで適用された。"ad horam none"と"ad tertiam"の意味は、サルヴェストリーニによれば、それぞれ日中の「9時間目まで」、「3時間目まで」と解釈できる。これは日の出から「9時間経った時刻」と「3時間経った時刻」を示す。昼間の時刻を日の出から、夜間の時刻を日没から数える時測法は、当時では珍しくない。Salvestrini, 2000, p. 287.

36 *Ibid.*, pp. 243-244, Lib. III, CXXII. De pena illius qui inventus fuerit in aliqua silva comunis cum aliquo ferro acto ad incidendum: Quicumque de Montepoliçiano vel eius districtu inventus fuerit in silva vallis Clanium vel in qualibet alia silva dicti comunis sine apodixa cum aliquo ferro acto ad incidendum, puniatur et condemnatur in viginti solidis pro qualibet vice.

37 *Ibid.*, pp. 245-246, Lib. III, CXXIII. De pena habentis lignamina vetita in sua posses-

sione: Si quod lignum arborum fructiferarum inventum fuerit in domo, capanna, area, forma fossato vel aliqua alia possessione seu loco alicuius vel in via iuxta domum seu capannam alicuius presumatur, quod ille cuius fuerit domus capanna, terra, area, forma, fossatum seu possessio vel locus predictus inciserit extraxerit dictum lignum sic inventum, ut dictum est, de silva Clanium dicti comunis contra formam statutorum dicti comunis. Et ex tali presumptione puniatur et condemnatur.... Si autem inventa fuerint ut predicatur lignamina ulmi, frassani vel aliarum arborum infructiferarum puniatur et condemnatur ille in cuius domo, capanna, terra, area, forma, fossato, possessione vel loco fuerint inventa....

38 *Ibid.*, p. 247, Lib. III, CXXV. De pena extrahentis vel portantis de lignamine silve Clanium extra districtum Montispoliçiani: Quicumque de Montepoliçiano vel eius districtu portaverit, carregiaverit, carcaverit vel trascinaverit per se vel alium extra districtum Montispoliçiani de lignamine silve vallis Clanium vel alicui portanti, carregianti, carcanti vel trascinanti dederit consilium, auxilium vel favorem, puniatur et condemnatur....

39 *Ibid.*, pp. 247-248, Lib. III, CXXVI. De premio dando ducenti in fortiam comunis inventum in silva Clanium contra formam statuti: Quicumque pesonaliter duxerit aliquem de malefactoribus vel facientibus vel commictentibus aliquid in dicta silva contra formam statutorum de dicta silva loquentium in fortiam comunis vel aliquem apostaverit vel ceperit, dummodo in fortiam comunis devenerit talis captus habeat dimidietatem condemnationis, que devenerit in comuni. Si autem talis captus suam condemnationem non solverit, haveant capientes ducentes vel apostantes quotcumque fuerint quattuor solidos pro qualibet libra

- qua talis captus fuerit condemnatus.....
- 40 *Ibid.*, p.248, Lib.III, CXXVII. De pena dantis impedimentum alicui ducenti capienti vel apostanti aliquem dantem dannum in silva Clanium: Quicumque dederit vel prestiterit aliquod impedimentum per se vel alium cuicumque apostanti, capienti, ducenti vel ducere volenti aliquem in fortiam comunis, qui dannum dederit vel aliquid fecerit in dicta silva contra formam statutorum dicti comunis loquentium de dicta silva, puniatur et condemnatur in dupla pena, eius qua condemnari deberet talis malefactor.
- 41 *Ibid.*, p.248, Lib.III, CXXVIII. De pena incidentis ligna in silva Montiscarcianensis vel Planoie: Nullus de Montepoliciano vel eius districtu vel continuus habitator dicte terre per se vel alium incidat vel incidi faciat seu extrahat vel extrahi faciat in silva et de silva Montiscarcianensis vel Planoie aliqua ligna nisi secundum modum ordinandum per dictum comune.....
- 42 *Ibid.*, p.249, Lib.III, CXXVIII. De restitutione lignorum incisorum in aliqua silva comunis contra formam statutorum: Quicumque inciserit aliquod lignum vetitum in aliqua silva comunis, illud dicto comuni restituere teneatur et deferre suis expensis in plateam dicti comunis.....
- 43 Montanari, 1993, pp.57-59.
- 44 例えば、以下のような規定がある。*Statuto del Comune di Montepulciano*, pp.271-272, Lib. III, Incipiunt capitula sive rubrice notarii camparie, XXVIII. De pena dantis dannum in silva spetialium personarum: Si quis dannum dederit incidendo ligna in aliqua silva alicuius spetialis persone, puniatur pro qualibet vice in .XX. solidis.
- 45 Salvestrini, 2000, pp.280, 284-285. 中世トスカーナの自然・地理的環境については、次のものが参考になる。Pinto, 1982, pp.3-92.
- 46 Salvestrini, 2000, pp.281-282, 285-286.
- 47 *Statuti della Repubblica Fiorentina* I, pp. 213-214, Lib.V, XXI De conducentibus ligna ad civitatem Florentie per flumen Arni et de capientibus et restitutione ipsorum: Et hoc intelligatur de foderis factis de lignis abietum arborum et ontanorum, faggiorum et tilliorum et non de aliis.....quicumque habet molendinum seu gualcherias super flumine Arni vel Sevis teneatur et debeat dare et dari facere expedite et libere per ipsa flumina et quodlibet eorum iter et transitum amplum tribus brachiis omnibus et singulis conducentibus lignamina ad civitatem Florentie.
- 48 *Ibid.*, XXI, p.213: Statutum et ordinatum est quod cuilibet liceat conducere per flumen Arni et Sevis quecumque lignamina ad civitatem Florentie absque aliqua solutione pedagii vel maletolte fatienda.
- 49 *Ibid.*, pp.212-213, Lib.V, XX. De deveto lignorum et eorum materia: .....lignamen aliquod, et maxime aptum ad domos et hedifitia construenda, non exportetur vel extrahatur de districtu Florentie, et precipue per flumen Arni.....Et precipue teneatur dictus dominus Capitaneus precipi facere molendinariis molendinorum existentium in flumine Arni a civitate Florentie inferius et rectoribus populorum et villarum existentium iuxta flumen Arni quod non permictant transire aliquod lignamen per flumen Arni, et si quod transiret vel conduceretur teneantur ipsum capere et conducere eum et in fortiam Communis Florentie presentare.....
- 50 *Ibid.*: Salvo quod quicumque voluerit mittere seu mitti facere per flumen Arni aliquod lignamen a civitate Florentie inferius solvat nomine gabelle Communi Florentie seu camerariis pecunie gabelle quattuor denariorum pro libra soldos quinque f. p. pro qualibet libra valoris ipsius lignaminis. この修正部分は、規定の本文に加筆されている。
- 51 *Ibid.*, Lib.V, XX, p.212: Item quod nemo

audeat vel presummat emere ligna combustibia  
cesa in civitate Florentie aut burgis vel  
subburgis vel etiam prope civitatem Florentie  
per tria miliaria, causa revendendi ea....  
Item quod nemo reducens ligna ad vendendum  
ad civitatem Florentie debeat salmam dictorum  
lignorum minorare post motum suum, sed ipsam  
debeat integre vendere et non minorare....  
*Ibid.*, XXI, p.213: Et quicumque conduxerit  
ad civitatem Florentie aliquod foderum de  
lignis per flumen Arni teneatur super ipso  
fodere reducere ad civitatem Florentie duas  
salmas lignorum combustibilium ad minus et  
ipsas vendere pro iusto pretio emere volenti-  
bus.

52 Salvestrini, 1998, pp.191-194, 263-273.

53 Corradi, 1997, p.114. Cherubini, 1997, pp.  
201-202.

54 Archivio di Stato di Firenze, Cinque conser-  
vatori 7, 141r-155r. 問題の森林の位置が史  
料からは確定できない。ただ、モンテ・スカロー  
リはアルノ川の比較的上流の地域に、ビエンティー

ナは下流のピサ東方にあるので、この森林が両  
コムーネの境界に位置するということは考え難  
い。



図. ロレンツェッティ「善政の結果」のうち農村風景(部分) (copyright by Lombardi, Siena)